

# 新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ



(6月30日現在) ※最新情報は市HPをご覧ください。

▲市HP



## 転入後にワクチン接種を希望する人は、尾道市発行の接種券が必要です



▲転入した人へ

	1・2回目接種を希望	3回目接種を希望	4回目接種を希望
<b>対象者</b> (転入前の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>未接種、または国内承認ワクチンを1回接種済み</li> <li>満5歳以上の人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内承認ワクチンを2回接種完了後、5カ月経過</li> <li>満12歳以上の人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内承認ワクチンを3回接種完了後、5カ月経過</li> <li>満60歳以上の人／満18歳以上満59歳以下で基礎疾患を有する人、またはその他重症化リスクが高いと医師が認める人</li> </ul>
<b>申請に必要なもの</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナワクチン接種状況確認書 兼 新接種券発行申請書 (市役所本庁、各支所、健康推進課に設置。市HPからもダウンロード可。)</li> <li>本人確認書類の写し</li> <li>前回の接種記録が確認できる接種済証等の写し</li> <li>基礎疾患を有する等の理由で4回目接種を希望する人は別途申請が必要です。詳しくは尾道市コールセンター (☎0570-001-297) へお問い合わせください。</li> </ul>		
<b>申込先</b>	<p>【郵送】〒722-0017 門田町22-5 健康推進課 医療政策係 転入担当宛て</p> <p>【窓口】健康推進課(門田町)、因島総合支所市民生活課、御調・向島・浦崎・瀬戸田・百島の各支所、市役所本庁・因島総合支所に特設の「コロナワクチン接種相談窓口」</p>		

※転入前に海外で国内未承認ワクチンを接種された場合、健康推進課へお問い合わせください。

## キャンセル待ちの登録を受け付けています (3・4回目接種)

- 対 尾道市から3回目もしくは4回目の接種券が届いている人  
※初回接種(1・2回目接種)が完了していない人は登録できません。
- 申【電子申請】尾道市電子申請システム(右のQRコード、市HPよりアクセス)  
【郵送】「新型コロナワクチン接種キャンセル待ち登録申込書」を健康推進課へ郵送(申込書は市役所本庁、各支所、健康推進課に設置。市HPからもダウンロード可。)
- 申 〒722-0017 門田町22-5 健康推進課 医療政策係宛て



▲電子申請



### お問い合わせ先

- 接種の予約・ワクチンについて一般的なこと など  
尾道市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター  
☎0570-001-297/土・日・祝日を含む 8:30~17:15
- 副反応やワクチンについて専門的なことや一般的なこと など  
広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター  
☎082-513-2847/土・日・祝日を含む 24時間対応

※聴覚障害等で電話やWEBでの相談、予約が難しい人は尾道市健康推進課までFAXにてご相談ください。(FAX0848-24-1966)



# 下水道使用料を改定します



## なぜ改定するの?

公共下水道事業は、使用者の皆さんの使用料で賄うことが原則ですが、現在の使用料では必要な事業費が確保出来ていません。

今回、使用料を改定することにより、下水道事業会計の財政状況を改善し、適正な事業運営を図りながら、快適な暮らしや良好な水環境を将来にわたって保つことを目指します。

### 下水道使用料の改定内容

令和5年2月の請求分から、改定後の使用料を適用します。(検針月の関係で、一部の人は同年1月請求分から) 今回の改定では、排水量1m<sup>3</sup>当たり、平均15.5%の改定率となります。

### 下水道使用料の改定前と改定後(月額・消費税込)

#### 公共下水道(旧尾道市)

種別	月間排水量	改定前	改定後	増額分
一般用	10 m <sup>3</sup>	1,100 円	1,265 円	165 円
	20 m <sup>3</sup>	2,640 円	3,047 円	407 円
	30 m <sup>3</sup>	4,400 円	5,082 円	682 円
	50 m <sup>3</sup>	8,580 円	9,911 円	1,331 円

※1カ月に20m<sup>3</sup>使う一般家庭では、407円の値上げとなります。

※ひよりが丘団地及び虹が丘団地の汚水処理施設使用料についても、同じ使用料を適用します。

#### 特定環境保全公共下水道(旧御調町)

種別	月間排水量	改定前	改定後	増額分
一般家庭	1世帯あたり	2,750 円	改定なし	
	1人あたり	550 円		
事業施設	30m <sup>3</sup> まで	4,950 円	5,742 円	792 円
	31m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> あたり	165 円	191.4 円	26.4 円

※メーター検針分について改定し、一般家庭など(世帯人員制)は改定しません。

## 詳しく教えて

下水道事業の状況や料金改定の内容について説明会を開催しますので、ご都合に合わせてご参加ください。(申込不要)



### 説明会場等

7月22日(金)	7月26日(火)	7月28日(木)	8月2日(火)	8月10日(水)
19:00~20:00 ベイトウン尾道	19:00~20:00 福田ふれあい館	19:00~20:00 しまなみ交流館	19:00~20:00 総合福祉センター	19:00~20:00 市役所本庁

※しまなみ交流館開催時の《市営ベルポール駐車場》、市役所本庁開催時の《庁舎駐車場》利用者については、駐車券等を交付します。

※コロナウイルス感染症等の状況により、日程を変更する場合があります。

☎上下水道局経営総務課 (☎0848-29-3411)